

【よくあるご質問】 未利用口座手数料Q & A

Q.	質問	回答
1	未利用口座手数料とは、何ですか？	<p>最後のご利用（お預入れまたはお引出し）から2年以上経過した、普通預金（総合口座を含みます）と貯蓄預金に適用する手数料です。</p> <p>未利用口座に該当しますと、本手数料引落日である毎年8月22日（当日が休日の場合は翌営業日）に、税込550円/年をお引落しさせていただきます。なお、初回引落しは2025年8月22日（金）を予定しております。</p>
2	どのような口座が、手数料対象となるのですか？	<p>1. 対象口座の判定 毎年7月末日において2年以上一度も「お預入れ」または「お引出し」がない、普通預金と貯蓄預金のうち、 ◎ <u>2021年10月1日以降に開設の口座については、預金残高が1万円未満の口座</u> <u>2021年10月1日より前に開設の口座は、預金残高1千円未満</u> が対象となります。</p> <p>2. 対象とならない口座 次の商品については、未利用口座手数料の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無利息普通預金 ○ 投資信託や公共債の振替指定口座 ○ 1円以上の定期預金残高がある積立型定期預金の特約口座 ○ 1円以上の定期預金残高がある利受指定口座 ○ 財形年金の年金受取口座 ○ お借入れの返済指定口座 ○ 相続のお申し出をいただいた口座 ○ 専用口座型カードローン ○ 総合口座型（随時弁済）カードローン ○ 以下の預金商品 ・「やまぎん教育資金贈与専用口座」 ・「後見制度支援預金」 等 <p>※ その他お取引の状況によって対象外となる場合があります</p>
3	未利用口座に該当した場合、事前に連絡は来ますか？	<p>未利用口座に該当する口座をお持ちのお客さまには、事前に「お知らせ」が郵送されます。手数料の引落しまでは、以下のスケジュールとなります。</p> <p>1. 「お知らせ」郵送先の判定 【毎年3月31日】が、未利用口座の「お知らせ」郵送先の判定基準日です。 該当口座をお持ちのお客さまへ「お知らせ」を郵送いたします。（お知らせの郵送は毎年5月頃となります）この時点では、まだ未利用口座手数料の引落し対象として確定はしていません。</p> <p>2. 手数料引落日先の判定 【毎年7月末日】を期日（確定日）として、未利用口座手数料の引落日先が「確定」します。 未利用口座の「お知らせ」を受け取った場合でも、この期日（確定日）までに口座をご利用いただければ手数料引落日対象外となります。→ 「口座を利用する」Q.11参照</p> <p>3. 手数料の確定日翌日から手数料引落日まで 確定日の翌日以降、手数料引落日のその年の8月22日（当日が休日の場合は翌営業日）までの期間に口座をご利用になったとしても、その年の手数料引落しは確定していますので、対象外とはなりません。</p>
4	インターネットバンキングや、ブランドデビットカード等の登録口座は対象になりますか？	<p>対象となります。</p> <p>なお、各種商品・サービスの代表口座や決済口座に登録されている預金口座が自動解約された場合は、当該商品・サービスもあわせて解約いたします。 (例 インターネットバンキング、デビットJCBカード 等)</p>
5	普通預金は、すべて対象ですか？	<p>「無利息普通預金」以外は対象です。 「総合口座定期預金の預金残高が0円の総合口座」なども対象となります。</p>
6	法人名義の口座も対象ですか？	<p>法人、個人に関わらず、すべてのお客さまが対象となります。</p>
7	キャッシュカードや通帳が見当たらない口座でも対象ですか？	<p>キャッシュカード、通帳、印鑑等の紛失などのお届けをいただいている口座も、対象となります。</p>
8	2021年10月1日より前に作った口座も対象ですか？	<p>対象となります。</p>
9	自動解約された口座を再度利用（復活）することはできますか？	<p>自動解約された口座は、再度ご利用いただくことができません。 解約後に口座を復活することはできませんので、ご了承ください。</p>

【よくあるご質問】 未利用口座手数料Q & A

Q.	質問	回答
10	どのような取引が、口座利用に含まれますか？	<p>口座への「お預入れ」または「お引出し」が対象です。 → 「口座を利用する」Q.11参照</p> <p>※ 次のお取引は、口座利用には含みません。 (1)「通帳記帳」 (2)「利息の元本組入れ」 (3)「未利用口座手数料の引落し」 そのため、前年の8月以降も口座利用がなかった場合、次年度も未利用口座手数料の引落し対象となります。</p>
11	手数料が引き落とされないようにしたい。どうしたらよいですか？	<p>次のご対応により、手数料の引落しの対象外となります。</p> <p>1. 口座のご利用 毎年7月末に手数料の引落し対象が確定します。この確定日までに、窓口またはATM、インターネットバンキングなどにより、対象預金口座について「お預入れ」または「お引出し」をお願いいたします。 ※ 対象口座での「振込金の受取（入金）」や「ATMでの通帳やキャッシュカードによる入出金」、「公共料金などの口座振替引落し」も、口座利用に含まれます。</p> <p>2. 口座のご解約 手数料の引落日の前営業日までに「解約」のお手続きをお取りください。手数料の引落し対象となっても、口座解約時に手数料を請求することはございません。 ※ 未利用口座手数料の引落日は、毎年8月22日（当日が休日の場合は翌営業日）です。</p> <p>3. 口座の残高 毎年7月末の口座残高が、1万円以上（2021年10月1日より前に開設した口座は1千円以上）であれば、未利用口座手数料の対象といたしません。手数料引落しの対象外となります。</p>
12	昨年、未利用口座手数料が引落しされました。今年も未利用口座手数料の引落しの対象口座となりますか？	<p>前年の8月以降も、当年の7月末日までに口座のご利用（Q.10参照）がなく口座残高があれば、1年毎に未利用口座手数料の引落しの対象口座となります。未利用口座手数料の引落しは、口座の利用には含まれませんのでご注意ください。</p> <p>対象口座が手数料金額未済の場合は、残高全額が引落とされた後に口座が自動解約となりますので、以後、手数料はかかりません。</p>
13	預金残高が手数料金額より少ない場合、差額を請求されますか？	<p>請求いたしません。 お客さまの預金残高が手数料未済の場合、預金残高全額を手数料の一部として引落しさせていただきます。この場合、当該口座は自動解約となります。差額（不足分）を請求することはございません。 ※ そのほかにも口座をお持ちでも、未利用口座の対象口座以外から手数料を引落すことはございません。</p>
14	手数料の引落しや、口座の自動解約をするのはなぜですか？	<p>長期間利用のない預金口座が不正利用されることが社会問題化しており、未利用口座の削減を通じて詐欺等の金融犯罪による被害を未然に防ぐことを目的としております。 手数料は未利用口座を管理し、また減らすための諸費用の一部をご負担いただくものです。</p>
15	手数料は返してもらえますか？	<p>未利用口座手数料の引落日後のご返金には応じかねます。ご了承ください。</p>
16	複数の口座を持っている場合、未利用口座の判定はどのように行うのですか？	<p>お取引いただいている<u>口座ごと</u>に、未利用口座に該当するか判定いたします。</p>
17	自分の口座が手数料の対象か知りたいのですが	<p>対象となるお客さまには、事前に「お知らせ」により対象口座である旨をご案内します。</p>
18	口座が解約（自動解約）となった場合、通知はありますか？	<p>口座解約のみの通知はございません。 口座残高が手数料金額未済で、自動解約が見込まれる場合は、郵送された「お知らせ」がその旨の通知を兼ねます。</p>
19	自分が口座を保有しているかどうか確認したいのですが	<p>ご本人様の確認ができれば、お客様が口座をお持ちかどうか、窓口でいつでもお調べすることが可能です。 口座利用の有無はQ.10、Q.11を参照のうえ、記帳やネットバンクの明細照会等によりご確認ください。</p> <p>未利用口座に該当し、未利用口座手数料の引落日の対象となる場合には、事前に「お知らせ」を郵送し、ご案内させていただきます。「お知らせ」には、「預金の種類」「取引店」「口座番号」「口座残高」「手数料の引落日」などが記載されます。</p>

【よくあるご質問】 未利用口座手数料Q & A

Q.	質問	回答
20	<p>ずっと利用していない口座があり、解約したいが来店できない。</p> <p>どうしたらよいですか？</p>	<p>大変申しわけございませんが、解約のお手続きは「営業店の窓口」での受付となっております。</p> <p>なお、未利用口座手数料の引落しによりお預入れ残高が0円となった場合（既にお預入れがない「0円」の口座を含みます）は自動解約いたします。</p> <p>自動解約された口座がインターネットバンキング等の各種商品・サービスの代表口座や決済口座に登録されている場合、当該サービスもあわせて解約いたします。</p> <p>※ ご来店以外に口座解約する場合 当行以外で、お客さまご自身がお取り引きしている金融機関から「取立」により口座を解約することが可能です。「取立」のお手続きは、各金融機関により方法や手数料が異なりますので、お取り引きのある金融機関へ、直接お問い合わせください。</p> <p>対象口座にインターネット・バンキング契約やハイブリッドカード契約などの付帯サービスがある場合は、自動解約とは違い、契約解除のお手続きが別途必要となります。</p>
21	<p>解約したいが、昔作った口座なので、通帳や印鑑がないのですが・・・</p>	<p>個人または個人事業主のお客さまについては、残高1万円未満の普通預金、または貯蓄預金の口座解約において、通帳（通帳がない場合はカード）と顔写真付き本人確認書類を提示いただくことでお届印の押印を省略する取扱も行っております。</p> <p>具体的なお手続き方法等につきましては、取引店にお問合せのうえ、ご来店前に当行のホームページまたはお電話にて来店のご予約をお願いいたします。</p>
22	<p>預金残高が元々0円の未利用口座は自動解約の対象ですか？</p>	<p>対象となります。</p> <p>事前に「お知らせ」にてご案内の上、自動解約させていただきます。「お知らせ」には残高も記載されます。</p>
23	<p>住所等変更届を出していません お知らせが届かなくても対象になりますか？</p>	<p>対象となります。</p> <p>普通預金（総合口座・貯蓄預金）規定【14.（通知等）】 「送付した『お知らせ』が、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします」</p>
24	<p>自動解約された口座について、何か手続きは必要ですか？</p>	<p>自動解約後にお客さまのお手続きはございません。</p> <p>お手元に解約口座のキャッシュカードや通帳がある場合は、破棄してください。</p> <p>なお、解約に伴い、公共料金や保険料等、各種料金等の自動支払い及び当該口座に付随するお取引がある場合、そのお取引は解約となりますのでご注意ください。下記、<例>をご参照ください。</p> <p><例> 【複数年契約の火災保険や地震保険の振替指定口座の場合】 ※ 保険契約は継続になりますが、保険料等の引落しができなくなります。 ご契約の保険会社にご連絡と確認をお願いいたします。</p> <p>【口座に付随するお取引で、解約対象となる主な契約】 ※ ハイブリッドカード契約、デビットJCBカード、でんさい、ネットバンク、ネットEB契約など</p>